

県議会予算特別委員会（平成 24 年 10 月 3 日）での質疑内容

《質問項目》

1 指定管理者制度の充実強化について

【答弁者：経営管理部長、県土整備部長】

2 県香港駐在員事務所の機能強化について

【答弁者：産業労働観光部長】

3 維持管理業務委託における統合発注の推進について

【答弁者：県土整備部長】

◆齋藤淳一郎 委員

みんなのクラブの齋藤淳一郎でございます。

まず初めに、本日の会議の冒頭、木村委員長からは前置きは短くというお言葉はございましたが、委員長のお許しもいただきまして、現在私の一身上のことで皆様にご不快の念を抱かせ、またご不安を感じさせていることに対しまして、一言ではございますが、心からおわび申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

私は、今回の予算特別委員会総括質疑におきまして、私たちみんなのクラブが主張いたしております小さな県庁でも大きなサービス、この実現といった観点から、指定管理者制度の充実強化、県香港駐在員事務所の機能強化、そして公共土木施設の維持管理業務委託における統合発注の推進、この3項目について関係部長にお伺いをいたします。

県は、とちぎ未来開拓プログラム集中改革期間における取り組みといたしまして、公の施設の見直し、最少の費用で最大の効果の実現をうたっておりますが、この小さな県庁でも大きなサービスということにつきましては、これらの内容と通じているものであると私は理解しておりますし、今回の一連の質疑を通じてとちぎ未来開拓プログラム集中改革期間の総括並びに知事が去る9月21日の代表質問における答弁でおっしゃいました今後の財政健全化への取り組み方針づくりの一助となれば幸いに思うところでございます。

《質問項目 1》 指定管理者制度の充実強化について

それでは、まず初めに指定管理者制度の充実強化についてお伺いいたします。

平成 15 年の地方自治法の一部改正によりまして、県や市町村といった公の施設、公的施設の管理運営について、新たに創設をされました指定管理者制度では、多様化する住民ニーズに対応するために民間事業者の経験やノウハウを活用することが大いに期待をされているところでございます。本県における指定管理者制度は、平成 26 年度から第 3 期に入ります。しかし、本県の指定管理者制度導入施設のうち、従来の管理委託制度当時と同一の県の出資法人等によって管理運営されている施設が過半数ございます。また、第 2 期、前回における民間事業者の応募も決して多くない状況がございました。

こうした状況を踏まえて、平成 25 年夏ごろから予定される事業者の公募の開始に先立ち、制度の充実強化に取り組む必要があると私は考えているところでございます。

そこで、これまでの管理運営に対する第三者評価を実施するとともに、一部施設につきましては、公募前に事業の基本方針を公表し、意見、提案等を募集するサウンディングを実施することで民間事業者の参入を促進すべきと考えますが、経営管理部長の所見をお伺いいたします。

◎五家 経営管理部長

指定管理者制度につきましては、これまでも募集期間や指定期間の延長を初め、施設の管理運営状況の評価結果の公表など、運用の見直しを行ってまいりました。平成 25 年度末には多くの施設で指定期間が終了いたしますことから、平成 26 年度からの新たな指定に向けまして、必要な改善を図りたいと考えております。

具体的には、庁内に指定管理者制度の運用のあり方を検討いたします指定管理者制度検討会（仮称）を設置いたしまして、指定期間のさらなる延長や評価制度のあり方などの課題につきまして研究をしてまいります。

今後とも、最も適した指定管理者が選定され、サービスの向上と経費の節減という指定管理者制度の導入の目的が達成されますよう努めてまいります。

◆齋藤淳一郎 委員

検討会（仮称）を設置されるということでございましたが、これまでこ

の指定管理者制度につきましては、経営管理部の行政改革推進室が中心になって推進をされてきたかと思いますが、もうこれ第3期に入るということで、平成25年度末まで通算8年間指定管理者制度が既に導入をされているということで、各課室も恐らく指定管理制度に関するノウハウを蓄積してきているのではないかと思いますし、それをぜひ共有し合って、あわせて本質問で申し上げました第三者評価等の外部の視点もぜひ取り上げていただければと思っております。

このことにつきましては、再質問をさせていただきます。

先ほどご質問させていただきましたとおり、本県において指定管理者制度は、再来年、平成26年4月から第3期に入るわけでございます。そこで、部長も先ほどご答弁の中でおっしゃっていましたが、来年の夏ぐらいには具体的な事業者公募の手続が開始される予定になっているかと思えます。私は、このタイミングに合わせて、一つでも多くの県有施設に新たに指定管理者制度を導入すべきだと考えております。

その中で具体的にお聞きしたい施設といたしまして、県内各地でございます県営住宅がございます。これについては県土整備部長にぜひお答えをいただければと思えますが、県営住宅のうち、足利地区の県営住宅につきましては、平成18年度に県の指定管理者制度がスタートしておりますが、その当時から足利宅地建物取引業協同組合が指定管理者を務めております。この平成18年度の制度導入時は、県有施設で唯一だったという記憶がございますが、県の外郭団体など、これまでの管理者と違って新たに指定管理者に選ばれたこと、またさらには宅地建物取引業協同組合が指定管理者に選ばれたことから、大きな話題になったという記憶が私にはございます。また、この足利宅地建物取引業協同組合でございますが、平成22年度からはお隣の佐野地区においても、県営住宅の指定管理者となっております。

そこで、県はこの足利及び佐野地区の県営住宅の指定管理者制度導入をどのように評価、総括しているのか、またその上で県営住宅のあり方、設置形態は県内どこもそんなに変わらないと私は思っておりますが、そういったことを踏まえて平成26年度からの第3期入りに当たって、ほかの地区の県営住宅にも指定管理者制度を拡大する考えがあるのか、ぜひ伺いさせていただきますと思います。

◎熊倉 県土整備部長

県営住宅についてのご質問ですが、足利・佐野地区につきましては、先ほどのようなご質問で委員から経緯の説明がありました。さらに加えまして平成24年度から平成26年度まで、これは一括して足利宅地建物取引業協同組合、栃木県南不動産業協同組合と名称を変えておりますが、指定管理者として3年間の契約をしております。この指定管理者制度導入は試行中でありまして、導入当初は家賃の徴収率等が少し低かったのですが、現在は県営住宅を管理する他県の住宅供給公社と同じぐらいになっております。それから、定期的な巡回を行っております。入居者の要望にも対応できていると考えております。そういうことから一定の評価はできるのではないかと考えております。

他地区の県営住宅への指定管理者制度の導入についてでございますが、これは第一にある程度の戸数とか、地区の面積とか、適正規模の管理エリアの設定が必要になっております。それと賃貸住宅等を十分に管理している実績があるという能力、それともう一つは県営住宅、ずっと続けなくてはならないものですから、その管理を継続的にきちんと行える能力が受け皿には必要だと思っております。足利・佐野地区の一括委託が現在進行形でありまして、それらの試行状況の結果をよく分析して検討してまいりたいと考えております。

◆ 齋藤淳一郎 委員

ぜひ前向きなご検討、よく取り組みを精査していただければと思っております。

この件につきましては、もう一点再質問をさせていただいております。

この指定管理者制度、平成15年の地方自治法の一部改正によってスタートしたと考えますと、間もなく10年の年月が経過しようとしているわけですが、この間、例えば全国的に見ても、図書館であればどここの法人、社会福祉施設であればどこどこというように、全国規模で指定管理を請け負う言ってみれば県外の大企業というかそういった企業・団体が徐々に成長してきているのではないかと思います。その一方で、地元の企業・団体からすると、公の施設、公的施設の管理運営を引き受けることがその企業・団体の看板になったり、または信用を得ることにつながったりというようなことで、またそのことが新たなビジネスチャンスにつながることを期待する声もございます。

そこで、県はこうした地元企業・団体の声を踏まえて、来る平成26年度からの指定管理第3期の事業者公募に当たってそういった県内企業等

の取り扱いを優遇する、言ってみれば地元要件的な要件を厳格化する考えがあるのか、または地元企業が参入しやすいような工夫を何か考えているのか、こういった視点でも結構なのですが、ぜひ再びで恐縮なのですが、経営管理部長、ご答弁をお願いできればと思います。

◎五家 経営管理部長

いわゆる地元要件というお話でございますが、現在、公募要領に指定管理者の応募に関しては、栃木県内に主たる事務所を有していることと明記をしております。また、コンソーシアムを組む場合などについても同様でございます。この要件につきましては、ご指摘のように県内経済への貢献とか、地元の企業の育成、あるいは緊急時における対応あたりも大変メリットがあるのかなと感じておりますので、これについては引き続き継続してまいりたいと考えております。

◆齋藤淳一郎 委員

緊急時の対応ということを重視というか、それを踏まえてというご答弁がありましたが、ぜひとも自然災害が相次ぐ中でございますので、そうした点からもぜひ何らかのご検討をいただければと思います。

《質問項目 2 県香港駐在員事務所の機能強化について》

では、次の質問に移ります。

県香港駐在員事務所の機能強化について、これは主に産業労働観光部長にお伺いすることになるかと思えます。

本県の観光客誘致や農産物・食品の販売にとっての最大のマーケットでございませぬ首都圏においても、今後本格的な人口減少が避けて通ることができない、そういった中で海外に販路を見出さなくてはならない状況になっているかと思えますし、また、円高、デフレの進行によって、全国有数のものづくり県でございませぬ栃木県の製造業は海外展開に活路を見出さざるを得ない事態も今後ますます明らかになってくるのではないかと私は考えております。そうした状況のもとで平成2年10月に設置されました県香港駐在員事務所は、本県唯一の海外拠点として、東アジア地域を中心に県産農産物、食品の輸出促進、県内企業の海外展開支援、さらには外国人観光客の本県への誘致といった業務に当たってまいりました。また、最近では、中国における反日デモに関して、中国に進出している県関係企業などにいち早く注意喚起の情報提供を行ったということも聞いております。

近年、経済の一層の国際化に伴いまして、都道府県の海外事務所はアジア地域において増加傾向にある。そうした中で、またさらにはその中で貿易投資の実務に精通した民間企業の派遣者を新たに迎え入れるなどして、その機能を強化するケースが目立っております。

そこで、本県においても、現在県職員1名が派遣をされております県香港駐在員事務所に民間活力の導入も視野に入れて県産品の販路拡大、企業の海外展開支援、そして外国人観光客の誘致、こうした取り組みを加速させるべきだと考えますが、産業労働観光部長の所見をお伺いいたします。

◎小林 産業労働観光部長

香港駐在員は、20年以上にわたり、香港や中国、東アジア地域におきまして、企業への各種支援や観光誘客、地域情報の収集等を行ってまいりました。近年、国内市場の縮小が懸念される中、これらの地域は著しい経済発展を遂げており、県内企業の海外展開意欲も高まっております。

これに伴いまして、香港駐在員に期待される役割も設置当初と比べ大きく変わってきているものと考えております。

また、昨年度スタートいたしました新とちぎ産業プランなどでも、駐在員を活用し、東アジアにおける販路の開拓や外国人誘客に重点的に取り組

むこととしております。このようなことから、現在、本県の海外拠点のあり方につきまして、さまざまな観点から検討を行っているところであります。

今後は、東アジア各国の経済を初めとする諸情勢を見きわめながら、県内企業のニーズ等に的確に対応できるよう、引き続き検討してまいります。

◆齋藤淳一郎 委員

再質問をさせていただきたいと思います。

この県香港駐在員事務所の機能強化に当たっては、現在のジェットロ、日本貿易振興機構香港センター内に設置されているスタイル、設置形態をまず再検討する必要があるのではないかと私は考えております。県の香港駐在員事務所が平成 14 年 4 月にジェットロ香港センター内に移転してから今年度で丸 10 年が経過しております。このときのジェットロ香港センター移転の理由としては、その一つとしてジェットロの海外事務所が有する貿易投資に関する情報ネットワークを広範に利用するのだというものがあつたかと思えます。ただ、その 10 年間のうち、先ほど部長のご答弁にありました設置目的が変わりつつあると。設置目的といいますか要は業務のウエートが変わりつつあると私は理解をいたしました。そういった面もありますし、当のジェットロ自体もその平成 14 年 4 月当時のいわゆる特殊法人から独立行政法人に移行した、衣がえをしたという先方の事情もあるかと思えます。そこで、これら 10 年間の変化を踏まえて、ジェットロ香港センター内開設という現在の県香港駐在員事務所の設置形態、県は現在どのように評価しているのか、産業労働観光部長の所見をお聞かせいただければと思います。

◎小林 産業労働観光部長

海外拠点の設置形態は、現行のジェットロ内での共同事務所のほか、単独事務所とか業務委託など多様な設置形態があると考えております。その中で現在の共同事務所は、ジェットロの情報ネットワークや人材を活用しまして、県産品の販路拡大等、相当の成果を上げております。また、維持管理の面でも効率的であるものと思っております。

◆齋藤淳一郎 委員

一定の評価をされていると受けとめました。ただ、私本質問で申し上げました民間の人材を 1 人ふやすとなると、また新たな設置の形態をそもそも考えなくてはいけないのかなということもありますので、これについて

ては理解をさせていただきました。

これは要望させていただきたいと思いますが、外国人観光客の誘致、これは県香港駐在員事務所の主要な業務でありまして、かつまた県の国際経済施策の特に必要とされているものだと思いますが、この外国人観光客の誘致に当たっては、広域での観光ルートの設定が必要とされております。そうした中で、本県の近県の動きでございますが、福島県と茨城県は中国の上海に事務所がございます。また、新潟県は中国遼寧省の大連市に事務所がございます。また、群馬県も、これ新聞報道ベースでございますが、来年度のオープンに向けて上海での事務所設置の準備を進めているというお話も伺っております。

そこで、県はこれら近県の海外事務所のネットワーク化を呼びかけて、外国人観光客を初めとする業務に協働して取り組むことを要望させていただきまして、最後の質問に移らせていただきます。

《質問項目 3 維持管理業務委託における統合発注の推進について》

最後に、公共土木施設の維持管理業務委託における統合発注の推進について、これは県土整備部長にお伺いさせていただきます。

道路や河川といった公共土木施設の維持管理につきましては、県民の安全・安心を確保するために常日ごろから必要不可欠な取り組みでございます。

しかし、現在、こうした業務を担ってまいりました建設業者は経営環境の悪化に伴いまして、緊急時の対応ですとか、特に県北においては除雪などに適切に対応することができなくなっております。

そこで、県では、これまで細分化されてきた各種の維持管理業務を統合いたしまして、効率的、効果的な体制を確立するために、平成 22 年度の下半期から日光土木事務所の管内、さらには大田原土木事務所の管内において、道路や河川、砂防施設の点検または維持管理、さらには除雪に関する業務を統合発注をいたします道路及び河川等維持管理統合業務委託を試行しているところでございます。そこで、県はこれまでの試行結果をまずどのように分析しているのか、また現時点で本格導入に向けた課題はどのようなところにあると考えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

◎熊倉 県土整備部長

維持管理業務の統合の一括発注の件でございますが、これにつきましては、経緯は委員のご質問の内容のとおりでございますが、今現在日光土木事務所、それから大田原土木事務所で行っていますが、この取り組みにおきましては、災害時等の円滑な連絡体制に一部課題がありますが、除雪業務につきましては人員確保、機械の効率的な運用をきちっと図ることができまして、また機動力のある実施体制も組めるということで、そういうところを評価しております。

そこで、他の土木事務所管内への導入につきましては、日光土木事務所、大田原土木事務所管内と同様、広域的な業務に迅速かつ的確に対応できる受注者側の受け皿の十分な体制確保が肝要だと考えております。今後とも、維持管理業務の一括発注のあり方について検討してまいりたいと考えております。

◆齋藤淳一郎 委員

受け皿づくりについては、ぜひ業界団体とも情報のやりとりを密にして

いただいて取り組んでいただければと思います。時間もございませんので、このことについて1点要望をさせていただきたいと思います。

私は、この維持管理業務委託を統合発注することは、道路や河川の適切かつ継続的な維持管理だけではなくて、行政コストの縮減にも役に立つ取り組みだと考えております。そこで、今回このテーマをお伺いさせていただいたわけですが、その中でこれはご提案なのですが、例えば現在県内9つの土木事務所の中に47名配置をされております県の非常勤嘱託員、道路河川監視員が担っております道路河川監視業務についても、新たに委託内容に含めることで受注するその建設業者の業域を拡大するとともに、県のいわゆる直営事業を縮小することをご提案させていただきたいと思います。ご答弁いただけないのが大変残念ではございますが、ぜひとも県土整備部においてご検討いただければと思っております。

それでは、まとめの要望をさせていただきたいと思います。

今回、冒頭申し上げました小さな県庁でも大きなサービスといった観点からお伺いをさせていただきました。その中で、特に言ってみれば民間活力の導入といった点から3点お伺いさせていただきましたが、あわせてこういった小さな県庁でも大きなサービスということについては、市町村への権限移譲もありますので、そのことも含めてぜひご検討いただくようお願いを申し上げまして、私の質問の全てを終了いたします。

ありがとうございました。